

船橋市災害情報共有システム導入業務に関する質問回答書

※本文中では以下のとおり各種資料名称について略称を使用しております。

実施要領：船橋市災害情報共有システム導入業務に関するプロポーザル実施要領

仕様書：船橋市災害情報共有システム導入業務仕様書

No	資料・項目名	ページ	質問内容	市からの回答
1	実施要領 2. 業務概要 (4) 業務委託期間	1	構築期間中に仕様書記載の機能を満たすシステムを構築し、職員が使える状態とすることが条件という認識で良いか。	実施要領に規定する構築期間（令和8年7月1日から令和8年10月31日まで）において、仕様書記載の機能を満たすシステムの構築（パッケージの使用も含む）及び設定を行い、職員が使用可能な状態とすることが条件となります。
2	実施要領 6. 参加資格 (4) 8. 参加申し込み方法 (1) 提出書類	2	複数の実績を証明する資料は2自治体以上ある場合も2自治体分で良いか。良い場合、写しは2自治体分とし、その他の実績は一覧でご提出すれば良いか。また、契約書・仕様書等の写しは、構築時のもので良いか。	実施要領「8. 参加申し込み方法 (1) ②」の契約実績を証明する書類は、「6. 参加資格 (4)」の「複数の導入実績」を確認するためのものなので、2自治体分の提出で構いません。なお、契約書・仕様書等の写しは、構築時のものだけで構いません。 その他の実績については、参加申込書への添付は必要ありませんが、一覧等にして、提案書に含めることも可能です。
3	実施要領 10. 評価方法及び評価基準	3	評価項目1の実績について、災害等実績とは、災害時における今回ご提案する災害情報共有システムの利用実績という認識で良いか。	ご提案いただくシステムが、過去に発生した実災害において使用された実績を評価するものです。
4	実施要領 11. 提案書の提出	4	(1)では提出部数が正本1部、副本10部、(3)では正本1部、副本7部の8部となっているが、何部提出すれば良いか。	正本1部、副本10部が正しい提出部数です。実施要領については、追って訂正を行います。
5	実施要領 11. 提案書の提出	4	見積書の内訳資料は提案書に含めるとのことだが、見積書も同じ部数が必要か。	見積書は、正本（住所、商号又は名称、代表者職氏名を記載し、代表者印若しくは年間代理人の使用印を押印）1部、副本10部を提出してください。

No	資料・項目名	ページ	質問内容	市からの回答
6	仕様書 5. 提出書類	1	提出書類に「(3) 業務主任技術者選任届」とあるが、業務主任技術者に求める資格等はあるか。	業務主任技術者を選任するにあたって必須とする資格等はありません。
7	仕様書 11. 基本要件 (2)	3	アプリ方式の場合、特別なアプリケーション等をインストールすることになるが、アプリ方式ではなく、WEBブラウザ方式のみが貴庁が求める仕様か。	ダウンロードサイト等から、機種の実所有者の操作により取得可能なものなど、特別な手法によらずインストールが可能なアプリ方式については、「特別なアプリケーション等のインストール」に該当しません。
8	仕様書 12. 機能要件 (2) 災害情報共有システム機能要件	4	「クロノロジー」という表現があるが、ここで意味するのは、全ての情報を一元的に時系列表示する狭義のクロノロジーではなく、各機能の情報を時系列表示できることを指しているという認識で良いか。	仕様書「12. 機能要件 (2)」の被災情報管理において入力した情報について時系列表示できることを条件としております。
9	仕様書 12. 機能要件 (2) 災害情報共有システム機能要件	4	千葉県防災情報システムとの連携について、連携項目が例示されているが、項目は、必須事項ではなく例示であり、提案内容（連携可能な項目）が評価に影響するという認識で良いか。	仕様書「12. 機能要件 (2)」の外部システム連携において示している項目（被害状況、避難所開設状況、避難情報等）は、連携を想定している事項の例示になります。実際に連携可能な項目について提案があった場合は、評価項目「2 共通事項及び災害情報共有システムに関する事項（情報集約機能）」において評価に影響する可能性があります。
10	仕様書 13. 非機能要件 (1) 規模要件	4	貴庁の行政組織数（課及び係）が100を超えており、構築当初から100IDを超えてしまうことが考えられるが、その場合、別途、月額利用料の増額を想定しているのか。それとも、100IDは目安であり、柔軟に費用内で対応することを求めているのか。	最大で100IDの運用を想定しており、現時点で利用料の増額は考えておりません。
11	仕様書 13. 非機能要件 (3) 操作性要件	4	キーボードの入力を最小限または必要最小限に抑えることとあるが、具体的な回数のイメージはあるか。また、記載の意図は、貴庁がシステムに求めている操作性の一つという認識で良いか。	操作性の良さを意図して記載したものであるので、具体的な回数を規制するものではありません。

No	資料・項目名	ページ	質問内容	市からの回答
12	仕様書 13. 非機能要件 (6) セキュリティ要件	5	「⑧システムログとして、ID 毎のログイン情報を 5 年以上保管すること。」記載があり、ID 毎のログイン情報等は保存しているが、開示する場合には別途費用が必要となる可能性があるがよいか。	ログイン情報の 5 年保管を要件としているものですが、開示の際に別途費用が発生することは問題ありません。
13	仕様書 14. 導入要件 (4)	6	試行運用が本番稼働前 3 週間程度とのことだが、10 月 2 週目頃にはシステム環境が整い、貴庁にご提供できていることを条件としているという認識で合っているか。	10 月 2 週目ごろにはシステム環境を整備し、本市に提供していただくことを想定しています。その後、登録情報の確認や運用テスト等を本市にて行ったうえで、必要に応じて登録情報の修正等を行っていただき、令和 8 年 11 月 1 日には本番環境が稼働開始できるようにしてください。
14	仕様書 25. 運用・保守 (1) 問合せ対応	8	システムに関する問い合わせと、市独自のご質問に関する問い合わせ窓口をわけて用意してもよいか。	ご質問のとおり、問い合わせ窓口をわけて用意することは可能です。運用保守に関する仕様等については、受託候補者の特定後、協議をさせていただきます。
15	仕様書 25. 運用・保守 (2) 障害受付及び復旧	8	電話受付は祝祭日および年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日）を除く月曜日から土曜日の 9:00-18:00 とし、メール対応は 24 時間 365 日受付、翌営業日以降の対応とすることは可能か。 なお、障害通知については発生時、1 時間以内に発注者へ自動で通知をするものとする。	ご質問のと通りの対応とすることは可能です。運用保守に関する仕様等については、受託候補者の特定後、協議をさせていただきます。
16	仕様書 25. 運用・保守 (3) バージョンアップ対応	8	「パッケージ機能の強化や法・制度改正に伴うバージョンアップを一律（追加費用なし）で実施すること。適用にあたっては発注者に対し、必要事項（改修内容・運用スケジュール等）を 1 か月前までに書面等により事前に説明すること。」とあるが、通知の期限を 3 週間前後とすることは可能か。	ご質問のと通りの対応とすることは可能です。運用保守に関する仕様等については、受託候補者の特定後、協議をさせていただきます。